

令和 4 年度

男女共同参画の推進に関する年次報告

宇都宮市

男女共同参画の推進に関する年次報告について

宇都宮市男女共同参画推進条例 第15条（年次報告）において、「市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。」と定められていることから、市の施策情報を積極的に公表し、広く市民に男女共同参画に関する理解と施策について協力を求めるため、「男女共同参画行動計画」の進捗状況を報告するものです。

本書においては、「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」に掲げた3つの基本目標ごとに、令和4年度の施策・事業の進捗状況についてまとめたものです。

目 次

第1部「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」の概要	1
---------------------------	---

第2部「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」成果指標一覧	7
------------------------------	---

第3部「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」計上事業の進捗状況	8
---------------------------------	---

1 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた行動を促す意識の変革	8
--------------------------------	---

施策の方向1 男女共同参画意識を实践・行動に繋げるための教育・啓発の推進	8
--------------------------------------	---

施策の方向2 男性を中心とした意識変革による固定的性別役割分担や慣行の見直し	9
--	---

2 基本目標Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の推進	11
------------------------------	----

施策の方向3 雇用の場における女性の活躍の推進	11
-------------------------	----

施策の方向4 地域・社会における男女共同参画の推進	13
---------------------------	----

施策の方向5 意思決定過程における男女共同参画の推進	14
----------------------------	----

3 基本目標Ⅲ 人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備	16
-------------------------------	----

施策の方向6 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	16
-------------------------	----

施策の方向7 性に対する理解促進と性差に応じた健康支援	17
-----------------------------	----

4 令和4年度の全体評価	19
--------------	----

参考資料

・ 宇都宮市男女共同参画推進条例	20
・ 宇都宮市男女共同参画推進条例施行規則	25

◆ 第1部

「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」の概要

計画の期間

2018（平成30）年度から2022（令和4）年度までの5年間です。

基本理念

宇都宮市男女共同参画推進条例第3条に規定する基本理念を、本計画の基本理念とします。

- ❶ 男女の個人としての尊厳の尊重
- ❷ 性別役割分担を反映した慣行にとらわれない活動の自由な選択
- ❸ 方針の立案及び決定への参画機会の確保
- ❹ 家庭生活における活動と他の活動との両立
- ❺ 男女の生涯にわたる健康の確保
- ❻ 国際社会における動向の留意と協調

目指すべき姿

一人ひとりが尊重され、多様な選択を可能にし、
個性と能力を十分に発揮できる社会

<一人ひとりが尊重され>

一人ひとりの個性や能力、身体的特性を認め合い、互いの人権や意見・考え方を尊重する社会

<多様な選択を可能にし>

誰もが、自分の意思で生き方、働き方を選択できる社会

<個性と能力を十分に発揮できる>

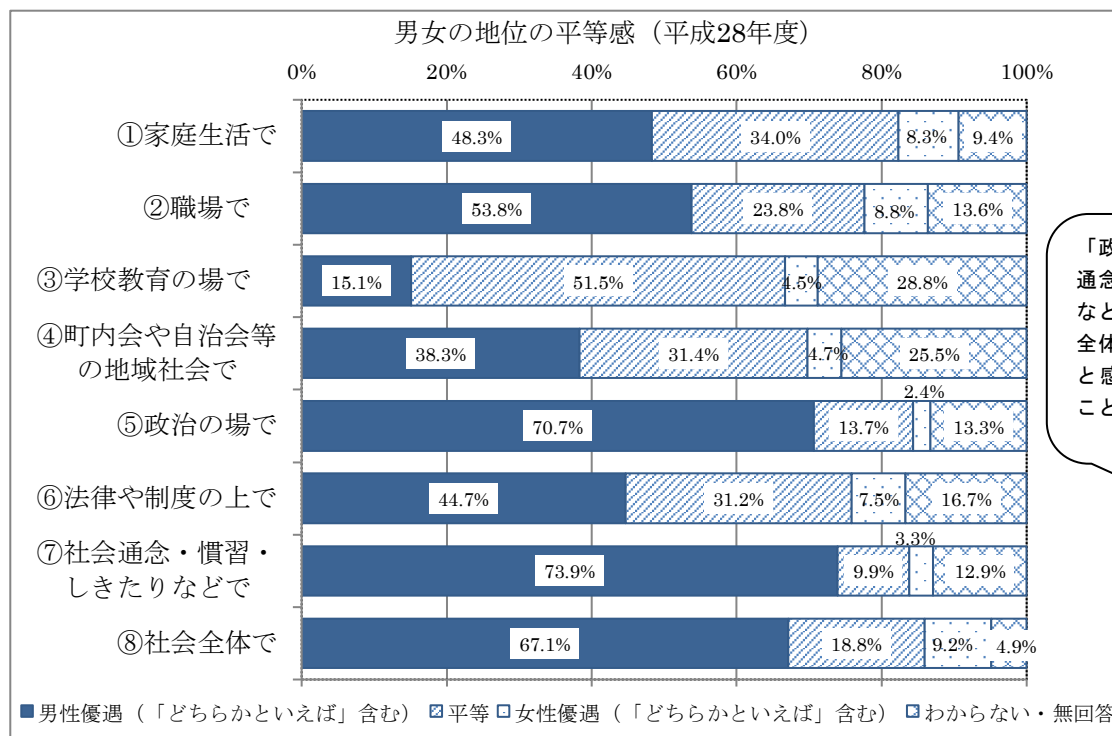
あらゆる分野において、生き生きとその個性と能力を発揮し、活躍することができる社会を目指します。

男女共同参画社会に向けた行動を促す意識の変革

「男女共同参画社会」を実現するためには、固定的性別役割分担に捉われず、多様な生き方を認め合い、正しい理解と認識を深め、男女共同参画の視点を持ちながら、行動することが大切です。

このため、さまざまな機会を捉えながら男女共同参画を実践・行動に繋げるための教育・啓発の推進に取り組むとともに、固定的性別役割分担や慣行の見直しなどを推進します。

特に、本市の課題として、男性の固定的性別役割分担意識の解消が必要であることから、男性自身の意識の変革による家庭参画の促進などに取り組めます。



「政治の場」や「社会通念・慣習・しきたりなど」をはじめ、「社会全体」で、「男性優遇」と感じる市民が多いことが分かります。



出典) 宇都宮市

具体的な推進事業

■ 男女共同参画の教育の推進

- ・ 男女共同参画をテーマに、幅広い世代を対象にした講演や講座を開催します。
- ・ 学生のキャリア形成に繋がる教育支援を実施します。

■ 男女共同参画についての広報・啓発活動

- ・ 男女共同参画推進月間や週間において、集中的・重点的に広報・啓発事業を展開します。
- ・ 広報紙や Facebook などの各種媒体を活用し、市民に広く周知・啓発します。

■ 男性自身の意識の変革による家庭参画の促進

- ・ 仕事中心の生活意識の変革を促し、男性の家庭参画に繋がる講座等を実施します。

■ 男性シニア層を中心とした固定的性別役割分担の解消

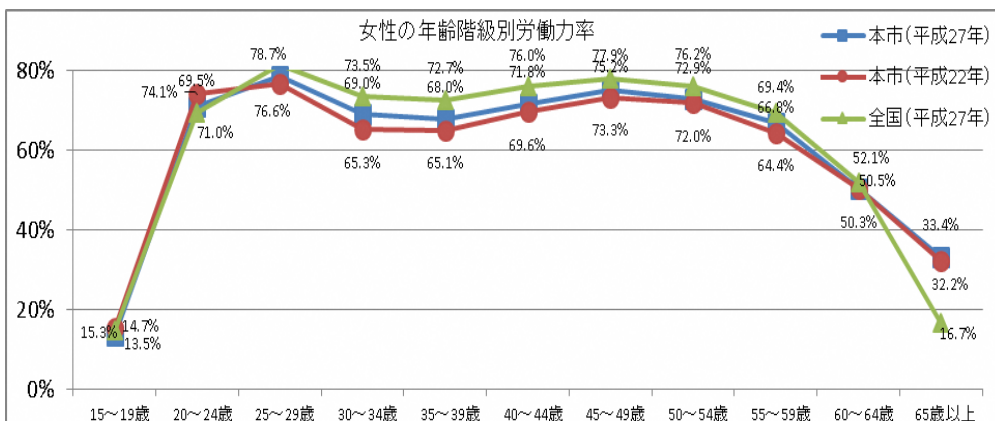
- ・ 男性シニア層を中心に、男女共同参画意識の高揚を図るための講演や講座を実施します。

2 さまざまな分野における男女共同参画の推進

「さまざまな分野における男女共同参画」を実現するためには、個々のワーク・ライフ・バランスが図られ政策方針決定過程への女性の参画など、男女が社会の対等な構成員として、特定の分野に固執することなく、男女がともに活躍できる分野を拡げることが必要です。

このため、結婚・出産・育児における女性の就業継続支援や子育て後の再就職支援など「雇用の場における女性の活躍」を推進するほか、地域社会が抱える課題の解決には、男女双方の視点を踏まえた対応が不可欠であることから、「地域・社会における男女共同参画」を推進します。

また、「意思決定過程における男女共同参画」の推進に向けて、審議会等への女性の登用促進や人材の発掘・育成、男女共同参画推進団体等と連携による施策等を展開します。



出典) 総務省「国勢調査」

宇都宮市（女性）の労働力率は、子育て期の30歳代に低下する「M字曲線」を描き、5年前に比べ増加が見られるものの、「全国平均」と比べ、離職する割合が高いことが分かります。



具体的な推進事業

■女性の活躍に向けた人材育成支援

- ・女性のキャリア形成支援に繋がる講演や講座を開催します。

■仕事と子育てや介護等との両立支援

- ・保育所や認定子ども園の整備促進、宮っ子ステーション事業の充実を図ります。
- ・介護保険事業や家族介護教室などを実施します。

■働きやすい職場環境整備に向けた支援

- ・働きやすい職場環境づくりなどを支援するため、中小企業に対し、コンサルタント派遣等を行います。

■女性のチャレンジへの支援

- ・女性の起業講座や再就職マッチング事業、学び直しの支援事業を実施します。

■地域における男女共同参画の推進

- ・防災活動や災害発生時における男女共同参画の推進を図ります。

■市の政策・方針決定過程における女性の登用促進

- ・審議会・委員会等への女性の登用促進を図ります。

■自営の商工業や農業・林業従事者、地域等における方針決定への女性の参画促進

- ・管理職・役員等への女性の登用促進に向けて、周知・啓発を行います。

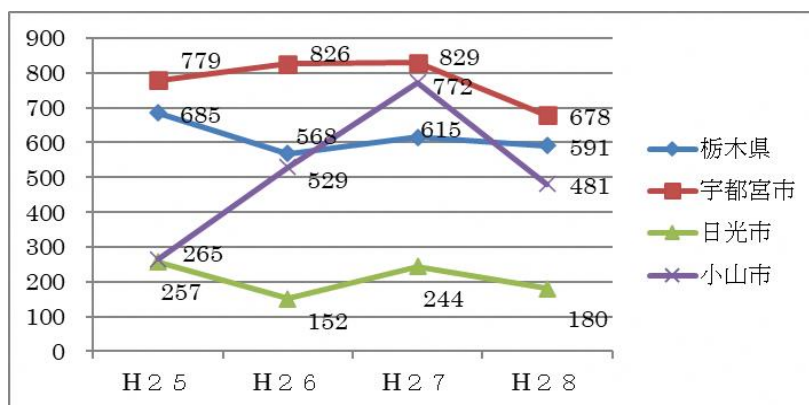
3 人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備

「人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備」に向けて、男女が個人としての人権を尊重し、互いの身体的特性を理解し合うことが必要です。

このため、配偶者や恋人からの暴力、若年女性層への性犯罪など、男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向け、相談から自立に向けた切れ目ない支援に取り組むとともに、被害者や加害者にならないための啓発に取り組みます。

また、男女が互いの身体的特性を十分に理解し合い、人権を尊重し、思いやりをもって生きていくことができるよう、性や健康に関する正しい知識や情報を提供し、性差やライフステージに応じた理解促進と健康支援に取り組めます。

栃木県内4ヶ所の配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数



出典) とちぎ男女共同参画センター調べ(平成29年4月)

具体的な推進事業

■配偶者や恋人からの暴力対策の推進

- ・DVの未然防止対策、相談体制の充実、被害者の安全確保、被害者の自立支援体制づくりなど、総合的・一体的なDV対策を推進します。
- ※具体的な推進事業は、「第2次宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」(平成25年度策定、平成30年度第3次基本計画を策定予定)に基づき実施します。

■女性に対する性暴力・性犯罪被害等の未然防止

- ・性暴力、ストーカー被害等の女性に対する暴力被害の未然防止啓発に取り組めます。

■性についての理解促進

- ・「性教育サポート事業」の実施など、若者への性に関する教育を実施します。
- ・市のホームページ等の各種媒体を活用し、LGBTに関する正しい情報提供や理解促進に取り組めます。

■性差に応じた健康支援

- ・男女がともに身体的特性について正しく理解し合い、生涯を通じて健康を享受できるよう、性差に応じた健康支援講座を実施します。
- ・女性の健康週間イベントをはじめとした女性の健康力アップ事業の実施や、がん検診、妊婦健康診査、不妊に悩む人への支援等を実施します。

計画を推進するために

1 市民・事業者・関係団体等との協働

行動計画の施策・事業を進めるにあたっては、市民・事業者・男女共同参画推進団体等と連携・協働により、積極的に進めます。

2 男女共同参画推進センター「アコール」を中核とした男女共同参画の推進

男女共同参画推進の拠点として、以下の4つの機能のもと、関係機関・団体等と連携し、各種事業を行います。

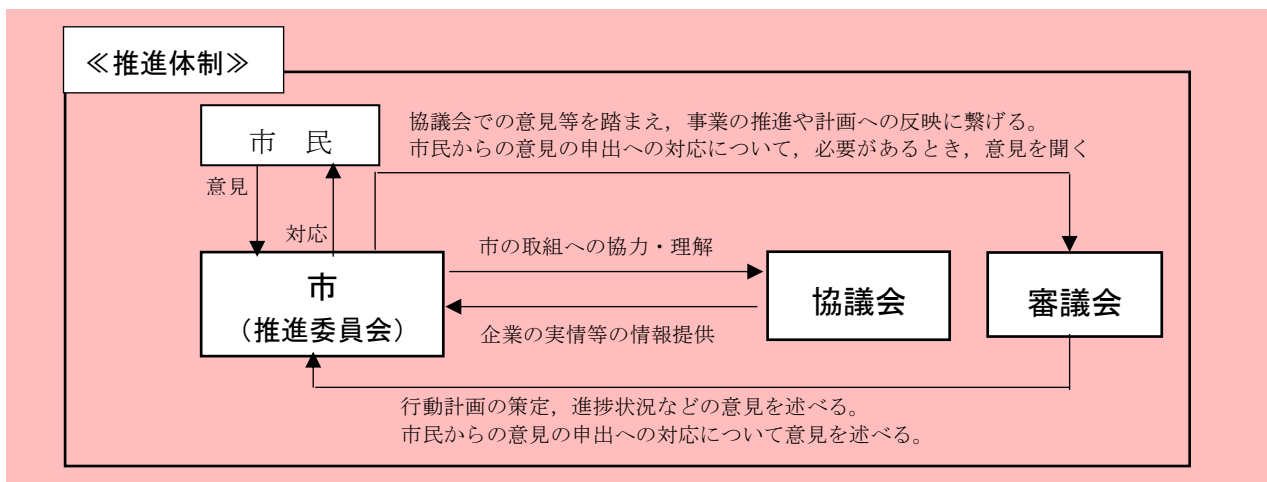
- | | |
|-------------|---|
| ① 学習・研修 | 講座や講演会、研修会を開催します。 |
| ② 相談支援 | 男女共同参画に関する相談・指導を行います。 |
| ③ 交流・市民活動支援 | 市民、事業者、民間団体等の支援や人材育成に取り組み、各主体の交流を促進します。 |
| ④ 情報収集・提供 | 男女共同参画に関する情報の収集と提供を行います。 |

平成29年度、市民により親しまれるセンターを目指し、「アコール」という愛称が名付けられました。フランス語で「和音」を意味し、一人ひとりの多様な個性が寄り添い、重なり合って、相乗効果をもたらしながら、新たなハーモニーを醸成していくイメージを、男女共同参画社会に向けた思いにつなげたものです。



3 庁内外の総合的な推進体制

- (1) 庁内関係部署から成る「宇都宮市男女共同参画推進委員会」の設置
 - ・行動計画の策定及び推進、その他男女共同参画に関する施策等について検討します。
- (2) 外部有識者から成る「宇都宮市男女共同参画審議会」の設置
 - ・行動計画の策定又は変更、進捗状況や男女共同参画の推進に関する事項に対し、意見を述べます。
- (3) 行政、関係機関・団体等から成る「(仮称)宇都宮市女性活躍推進協議会」の設置
 - ・本市における女性活躍推進に関する取組を効果的かつ円滑に推進していくため、地域における様々なネットワークを形成し、地域の実情を踏まえた女性活躍の取組について協議を行います。



4 計画の進行管理を行い、毎年、公表

「宇都宮市男女共同参画推進条例」第15条に基づき、毎年、年次報告を作成し、行動計画の進捗状況を公表します。

5 男女共同参画の更なる推進に向けて、調査研究を実施

男女共同参画を取り巻く課題を的確に捉え、新たな施策に取り組むためにも、国際社会や国・県の動向などに留意・協調しつつ、男女共同参画に関する調査・研究に取り組みます。

計画の体系

●印は重点施策

★印は女性活躍推進法対応

基本目標

施策の方向

施策

基本目標Ⅰ

男女共同参画社会に向けた行動を促す意識の変革

1 男女共同参画を实践・行動に繋げるための教育・啓発の推進

男女共同参画の教育の推進

男女共同参画についての広報・啓発活動

2 男性を中心とした意識変革による固定的性別役割分担や慣行の見直し

男性自身の意識変革による家庭参画の促進●★

男性シニア層を中心とした固定的性別役割分担の解消

基本目標Ⅱ

さまざまな分野における男女共同参画の推進

3 雇用の場における女性の活躍の推進

女性の活躍に向けた人材育成支援★

仕事と子育てや介護等との両立支援●★

働きやすい職場環境整備に向けた支援●★

4 地域・社会における男女共同参画の推進

女性のチャレンジへの支援●★

地域における男女共同参画の推進

5 意思決定過程における男女共同参画の推進

市の政策・方針決定過程における女性の登用促進●★

自営の商工業や農業・林業従事者、地域等における方針決定への女性の参画促進★

基本目標Ⅲ

人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備

6 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

配偶者や恋人からの暴力対策の推進（DV対策基本計画）●

女性に対する性暴力・性犯罪被害等の未然防止

7 性に対する理解促進と性差に応じた健康支援

性についての理解促進

性差に応じた健康支援

第2部

「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」成果指標一覧

○ 行動計画の成果指標の達成状況（令和4年度） ※ 事業の詳細は参考資料1参照

評価基準について

- ・ 目標値に対する進捗率が、100%以上 : A 達成している
- ・ 目標値に対する進捗率が、70%以上100%未満 : B 概ね達成している
- ・ 目標値に対する進捗率が、70%未満 : C 達成していない

基本 目標	施策の方向	指 標	成果指標							
			基準値	実績値						目標値
			H28 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	評価	R4 年度
I 男女共同参画社会に向けた行動を促す意識の 変革	1 男女共同参画を 実践・行動に繋げる ための教育・啓発の 推進	①男女の家事・育児・介護時 間の割合（男：女）	—	1：5	1：4	1：2	1：2	1：3	A	1：4
	2 男性を中心とし た意識変革による固 定的性別役割分担や 慣行の見直し	②「夫は外で働き、妻は家庭 を守るべきである」という考 え方に肯定的な市民の割合	7.2%	4.6%	4.8%	4.0%	4.7%	2.6%	A	5.0%
II さまざまな 分野におけ る男女 共同参画の 推進	3 雇用の場におけ る女性の活躍の推進	③女性の就業率 （25～44歳）	60.8% (H27)	—	—	—	61.4%	—	—	62.0%
		④民間企業の管理職に占める 女性の割合（課長相当職）	—	—	—	—	10.0%	—	—	16.0%
		⑤男性の育児休業取得率	5.8% (H27)	—	—	—	24.9%	—	—	13.0%
		⑥女性活躍推進法に基づく一 般事業主行動計画策定中小企 業数（※1）	38社	61社	67社	88社	132社	160社	A	累計 100社
	4 地域・社会にお ける男女共同参画の 推進	⑦社会活動に参加する割合 （※2）	—	41.4%	42.1%	38.9%	36.6%	35.9%	C	63.0%
	5 意思決定過程にお ける男女共同参画の 推進	⑧審議会等委員に占める女性 の割合	24.6%	24.1%	24.9%	26.0%	26.5%	26.3%	B	30.0%
III 人権が守ら れ尊重され る社会に向 けた環境整 備	6 男女間における あらゆる暴力の根絶	⑨本市職員の管理職に占める 女性の割合	10.8%	13.8%	15.1%	14.7%	14.9%	15.2%	A	15.0%
		⑩この1年間に配偶者から暴 力を受けたことのある女性の 割合	18.3% （※3）	4.7%	5.5%	3.0%	2.2%	3.5%	B	0%に 近づ ける
	7 性に対する理解 促進と性差に応じた 健康支援	⑪LGBTの言葉の認知度 （※4）	41.0%	64.5%	50.4%	52.9%	66.5%	68.2%	A	50.0%

指標③については「国勢調査」、④と⑤については、「宇都宮市男女共同参画に関する事業所意識調査」による実績値の把握を行っており、5年に1度の調査のため、令和4年度の実績は「—」とする。

※1 令和4年4月1日より、一般事業主行動計画の策定義務の対象事業者が、従業員301人以上から101人以上に拡大。

※2 PTA、生涯学習、スポーツ、NPO、ボランティア活動など

※3 H28年度は、「過去2年間に配偶者や恋人から暴力を受けたことのある女性の割合」

※4 基準値（H28年度）は「宇都宮市男女共同参画に関する市民意識調査」、実績値は「市政に関する世論調査」の数値。

◆ 第3部

「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」計上事業の進捗状況

第4次男女共同参画行動計画に掲げた3つの基本目標ごとに、令和4年度の施策・事業の進捗状況について、以下のとおり報告します。（個別事業の詳細については、別紙を参照）

◎令和4年度の実績と評価等

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた行動を促す意識の変革

施策の方向1 男女共同参画を实践・行動に繋げるための教育・啓発の推進

【成果指標①】 男性の家事・育児・介護時間の割合（男：女）

把握方法	基準値	実績値（年度）						目標値
	H28	H30	R1	R2	R3	R4	評価	R4
「市政に関する世論調査」	—	1：5	1：4	1：2	1：2	1：3	A	1：4

【取組状況】

<施策1 男女共同参画の教育の推進>

市内全小学5年生を対象にした男女共同参画教育資料「かがやき」の配布や中学3年生への「デートDV防止啓発ハンドブック」の配布、中高生や大学生等を対象とした「デートDV防止出前講座」の実施、女子中学生を対象とした理工系大学教員による実験・実習等の機会の提供などにより、子どもの頃からの男女共同参画意識の醸成や性別に偏りのないキャリア教育の支援に取り組んだ。

<施策2 男女共同参画についての広報啓発活動>

広報紙や男女共同参画情報誌「ぱーとなーしっぷ」、男女共同参画推進月間におけるパネル展、男女共同参画推進センターのFacebook（フェイスブック）などを活用し、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消や夫婦間の家事・育児の分担などをテーマに、男女共同参画の実践につなげるための広報活動を推進した。

【成果指標の達成状況】

男女共同参画に関する教育や広報・啓発活動の効果や、コロナ下での在宅勤務の増加などライフスタイルの変化の影響により、男性の家事・育児等に費やす時間の割合が増加し、目標値を上回っている。

【課題】

今後とも、男女が社会における対等な構成員であることを理解し、家事や育児等の分担など実践・行動に繋げていくため、世代に応じた教育や啓発を継続して行っていく必要がある。

施策の方向2 男性を中心とした意識変革による固定的性別役割分担や慣行の見直し

【成果指標②】 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に
肯定的な市民の割合

把握方法	基準値	実績値（％）						目標値
	H28	H30	R1	R2	R3	R4	評価	R4
「市政に関する世論調査」	7.2	4.6	4.8	4.0	4.7	2.6	A	5.0

【取組状況】

＜施策3 男性自身の意識の変革による家庭参画の促進＞

父親等を対象にした「男性の育児休業取得促進講座」の開催や家族で参加するセミナー、「ママパパ学級」の実施などにより男性の家庭参画を促進した。

また、農業分野においては、「家族経営協定締結促進事業」の着実な実施により、労働・生活環境等の改善を図った。

＜施策4 男性シニア層を中心とした固定的役割分担意識の解消＞

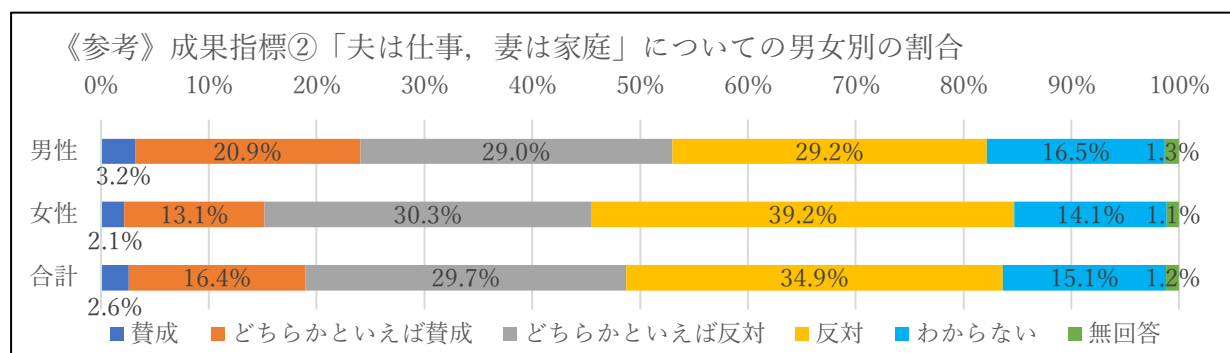
男女共同参画についての理解を深める講座を実施したほか、男女共同参画情報誌において、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）をテーマに取り上げ、固定的性別役割分担を見直すきっかけとなるよう、各地域の生涯学習センター講座において配布するなど、幅広い世代への意識啓発に取り組んだ。

【成果指標の達成状況】

男性を対象とした講座の実施や男女共同参画情報誌による周知啓発など、男女共同参画に関する様々な啓発等に取り組んだ結果、固定的な性別役割分担意識の解消が図られてきており、目標値を上回っている。

【課題】

男性は、女性と比較して、より根強く固定的性別役割分担意識が残っている状況にあることから、引き続き、男性を中心とした意識啓発に取り組む必要がある。また、女性が職場や地域など様々な活動の場において活躍することができるよう、世代や活動の場に応じた効果的な啓発に取り組み、意識や行動の変容を促していく必要がある。



【基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた行動を促す意識の変革】

【今後の取組】

- ・ 「男女共同参画を实践・行動に繋げるための教育・啓発」については、子どもの頃からの意識醸成を行い、実践に繋げていくことが重要であることから、引き続き、男女共同参画教育資料「かがやき」や「デートDV防止啓発パンフレット」「デートDV防止出前講座」による啓発、小・中学生へのキャリア教育等に取り組むとともに、「かがやき」については、社会状況の変化等を踏まえ、内容や表現を見直し、改訂を行う。また、幼少期からの女子に対する理工系分野への興味関心を高めるための講座を新たに実施するなど、性別にかかわらず一人ひとりが希望する生き方を選択し、個性や能力を発揮できるよう、男女共同参画に関する教育を推進する。
- ・ 「性別による固定的な役割分担や慣行の見直し」に向けては、コロナ下でのライフスタイルの変化や改正育児・介護休業法の施行などを踏まえ、引き続き、経済団体と連携し、父親等を対象とした「男性の育児休業取得促進講座」を実施するほか、男性シニア層を対象に「夫婦間のコミュニケーションや生き方を考える講座」の開催に取り組む。また、G7大臣会合による機運が高まる中、固定的性別役割分担意識を解消し、男女双方が活躍できる社会に向けて、地域や企業など各活動の場における実践者によるパネルディスカッションや意見交換を行う「男女共同参画推進フォーラム」を令和5年度に開催し、広く市民に対する意識や行動の変革を促していく。

基本目標Ⅱ **さまざまな分野における男女共同参画の推進**

施策の方向 3 **雇用の場における女性の活躍の推進**

【成果指標③】 **女性の就業率（25～44歳まで）**

把握方法	基準値	実績値（％）						目標値
	H28	H30	R1	R2	R3	R4	評価	R4
国勢調査	60.8 (H27)	—	—	—	61.4 (R2)	—	—	62.0
(参考) 全国値 総務省労働力調査	71.6	76.5	77.7	77.4	78.6	—		

【成果指標④】 **民間企業の管理職に占める女性の割合（課長相当職）**

把握方法	基準値	実績値（％）						目標値
	H28	H30	R1	R2	R3	R4	評価	R4
市男女共同参画に関する事業所調査	—	—	—	—	10.0	—	—	16.0
(参考) 全国値 厚生労働省雇用均等基本調査	12.1	11.8	11.9	12.4	12.3	—		

【成果指標⑤】 **男性の育児休業取得率**

把握方法	基準値	実績値（％）						目標値
	H28	H30	R1	R2	R3	R4	評価	R4
市男女共同参画に関する事業所調査	5.8	—	—	—	24.9	—	—	13.0
(参考) 全国値 厚生労働省雇用均等基本調査	3.2	6.2	7.5	12.7	14.0	28.7		

【成果指標⑥】 **女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定中小企業数**

把握方法	基準値	実績値（事業者数）						目標値
	H28	H30	R1	R2	R3	R4	評価	R4
女性の活躍推進企業データベース (厚生労働省)	38	61	67	88	132	160	A	累計100

【取組状況】

＜施策5 女性の活躍に向けた人材育成支援＞

女性のためのキャリアアップ講座や女性の自立や活躍など自身の生き方を考えるための講座を実施するとともに、働く女性の活躍の後押しとなる女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定支援に取り組むなど、女性の人材育成支援に取り組んだ。

＜施策6 仕事と子育てや介護等との両立支援＞

待機児童を解消するための教育・保育施設等による保育サービスの提供や、放課後等における留守家庭児童の生活の場である「子どもの家事業」などの地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進などにより、仕事と子育ての両立支援に取り組んだ。また、介護保険事業の着実な実施や介護離職予防講座・家族介護教室等の実施により、勤労者の仕事と介護等の両立を支援した。

＜施策7 働きやすい職場環境整備に向けた支援＞

- ・ 性別にかかわらず誰もが働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む事業者を表彰する「男女共同参画事業者表彰（きらり大賞）」を実施し、その優れた取組を市内事業者に波及するための周知に取り組むとともに、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援等に取り組んだ。また、令和4年度は、企業経営者等に対する「男性の育児休業取得促進セミナー」の開催や啓発パンフレットの作成・配布を行い、男女ともに働きやすい職場環境づくりを促進した。
- ・ 大学生等を対象に、「仕事と子育て家庭のオンラインインターンシップ事業」を実施し、働きやすい職場環境づくりに取り組む経営者の考え方や、実際に仕事と子育てを両立して就労している従業員のライフスタイルを学ぶことにより、結婚・出産後も就業を継続する意識の向上を図った。

【成果指標の達成状況】

- ・ 女性活躍に向けた人材育成や仕事と子育て等との両立支援、働きやすい職場環境整備の促進に取り組み、「女性の就業率」は上昇したものの目標には達していない。また、「女性管理職の割合」も目標を下回っている。
- ・ 「男性の育児休業取得率」については、企業や男性を対象とした啓発事業のほか、育児・介護休業法の改正に伴い、男性が育児休業を取得しやすくなったことなどにより、取得率が上昇している。
- ・ 「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定中小企業数」については、社会保険労務士による周知啓発や策定支援を行う「出前説明会」、「出前相談」等の取組のほか、策定義務の対象が、令和4年度から、従業員301人以上から101人以上の事業者に拡大されたことにより増加し、目標を達成している。

【課題】

働くことを希望する女性が、妊娠・出産などのライフイベントが生じてても、キャリアを中断せずに仕事と家庭を両立しながら就業を継続し、キャリアアップを図ることができるよう、雇用の場における女性活躍の取組を一層促進していく必要がある。また、より多くの男性が育児休業を取得できるよう、性別にかかわらず働きやすい職場環境整備を一層促進していく必要がある。

施策の方向 4 地域・社会における男女共同参画の推進

【成果指標⑦】 社会活動に参加する割合（PTA、生涯学習、スポーツ、NPO、ボランティア活動など）

把握方法	基準値	実績値（％）						目標値
	H 2 8	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4	評価	R 4
市政に関する 世論調査	—	41.4	42.1	38.9	36.6	35.9	C	63.0

【取組状況】

＜施策 8 女性のチャレンジへの支援＞

女性の起業を支援する講座の実施や創業相談支援等についての情報提供、女性向け就職情報の提供や女性の再就職を支援するための「就職マッチング事業」等の実施により、女性の就業や起業を支援した。

＜施策 9 地域における男女共同参画の推進＞

地域で活動する男女共同参画推進団体と協働で実施する「市民企画講座」の実施や、女性の視点を活かした防災講座、地域で活躍する女性リーダーを育成するための講座等を実施し、地域における男女共同参画の推進に取り組んだ。また、スマートフォンを活用した「まちづくり活動応援事業」の実施により、市民の活動参加への「きっかけづくり」や「励み」の創出を行い、地域社会での活動を促進した。

【成果指標の達成状況】

女性のチャレンジ支援や地域における男女共同参画の推進に取り組んだが、コロナ下における社会活動自粛の影響により社会活動に参加している人の割合は減少し、目標を達成していない。

【課題】

働く意欲をもちながら就業していない女性が、再就職や起業などにチャレンジすることは、女性の経済的自立や様々な分野での活躍につながることから、ライフスタイルに応じた働き方につながる支援を充実する必要がある。

また、地域社会が抱える課題の解決に向けては、男女双方の視点を取り入れ対応していくことが重要であることから、地域団体等との連携を図りながら、男女ともに地域社会活動への参加を促進していく必要がある。

施策の方向 5 意思決定過程における男女共同参画の推進

【成果指標⑧】 審議会等委員に占める女性の割合

把握方法	基準値	実績値 (%)						目標値
	H 2 8	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4	評価	R 4
市行政経営課調査	24.6	24.1	24.9	26.0	26.5	26.3	B	30.0
(参考)全国の審議会等における女性委員の参画状況	—	28.1	28.7	28.7	29.1	29.5		

【成果指標⑨】 本市職員の管理職に占める女性の割合

把握方法	基準値	実績値 (%)						目標値
	H 2 8	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4	評価	R 4
市人事課調査	10.8	13.8	15.1	14.7	14.9	15.2	A※	15.0

※ 本市の特定事業主行動計画である「ワークライフいきいきアクションプラン」においては、令和4年度に管理職の女性割合の指標を改訂し、令和7年度に30%の目標を掲げ、更に取組を強化している。

【取組状況】

＜施策 10 市の政策・方針決定過程における女性の登用促進＞

- ・ 審議会等委員への女性登用を促進するため、庁内各課に対し、女性委員登用の重要性についての周知啓発や登用の働きかけを行うとともに、女性が政策や方針などの意思決定の場に参画できるよう、女性リーダーを養成する講座を実施した。
- ・ 本市職員については、キャリアデザイン研修や、管理職を対象とした人事評価・人材育成能力向上研修を実施し、女性職員のキャリア支援や能力向上に取り組んだ。

＜施策 11 自営の商工業や農業・林業従事者、地域等における方針決定への女性の参画促進＞

- ・ 男女共同参画情報誌を活用し、様々な分野で活躍する女性の紹介や、女性が意思決定の場に参画する意義や重要性について広く周知を行った。

【成果指標の達成状況】

審議会等への女性登用を促進するため、庁内各課への周知啓発などの働きかけを行い、計画期間において女性の割合は微増しているが、目標を達成していない状況である。

【課題】

女性が社会における対等な構成員として意思決定過程に参画することは、男女双方の視点が入り入れられ、誰もが暮らしやすい社会づくりにつながることが期待できることから、講座等の実施により、地域などで活躍する女性リーダーの更なる育成に取り組むとともに、審議会等への女性登用については庁内各課に対する働きかけの強化や積極的に女性を推薦できる仕組みづくりなどを展開していく必要がある。

【基本目標Ⅱ 様々な分野における男女共同参画の推進】

【今後の取組】

- ・ 「雇用の場における女性の活躍の推進」については、令和4年から、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務の対象となる事業者が、労働者301人以上から101人以上へと拡大されたことから、策定が努力義務となっている100人以下の中小企業において、女性活躍の取組や行動計画の策定が進むよう、新たに、中小企業の経営者等を対象としたセミナーの開催や啓発パンフレットの作成・配布等について、経済団体と連携し実施する。
- ・ 男性の家庭参画促進と、企業における男性従業員が家事・育児に参加できる職場環境づくりを促進するため、引き続き、企業経営者等及び男性従業員向けのセミナーやパンフレットの作成・配布を行い、意識改革や育児休業を取得しやすい職場環境づくりを促進する。
- ・ 育児等により時間や場所に制約のある女性がテレワークなど柔軟な働き方で就労できるよう、新たに、成長分野であるデジタル分野におけるスキルの習得及び就労支援事業を行い、女性デジタル人材を育成する。
- ・ 「地域・社会における男女共同参画の推進」については、地域社会活動等において活躍する女性からコミュニティづくりやイベント企画などを学ぶ講座や交流会を実施し、地域における女性リーダーを育成する。また、地域まちづくり活動などの活性化に向けたシンポジウムや、地域社会活動等の場における男女共同参画の実践につなげるための「男女共同参画推進フォーラム」を開催し、男女がともに社会活動に参加し活躍できる環境づくりを促進する。
- ・ 「意思決定過程における男女共同参画の推進」については、庁内各課に対し、審議会等への女性登用の働きかけを強化するとともに、「女性人材バンク」の設置など積極的に女性を推薦できる仕組みを検討する。

基本目標Ⅲ 人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備

施策の方向6 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

【成果指標⑩】 この1年間に配偶者から暴力を受けたことのある女性の割合

把握方法	基準値	実績値 (%)						目標値
	H28	H30	R1	R2	R3	R4	評価	R4
市政に関する世論調査	18.3※	4.7	5.5	3.0	2.2	3.5	B	0%に近づける

※ 過去2年間に配偶者や恋人から暴力を受けたことのある女性の割合

【取組状況】

<施策12 配偶者や恋人からの暴力対策の推進>

- ・ 中・高・大学生等を対象とした「デートDV防止出前講座」の実施や、地域で活動する民生委員児童委員への啓発講座により、DVの未然防止や早期発見につなげるための周知啓発に取り組んだ。
- ・ 広報紙やチラシの配布、ステッカーの医療機関や公共施設等の女子トイレへの貼付などにより、DV相談窓口の周知に取り組むとともに、相談員の専門性の向上、被害者の状況に応じたカウンセリングや法律相談を実施するなど、相談体制の充実に取り組んだ。
- ・ 一時保護など緊急時における関係機関との連携や、保護命令制度の利用支援により、被害者の安全確保に取り組むとともに、被害者とその子どもの心身の健康回復に向け、民間支援団体と連携し、自立支援事業を実施した。
- ・ 「DV防止庁内連絡調整会議」や関係機関で構成する「虐待・DV対策連携会議」などを通して、庁内外との情報共有、意見交換など連携強化に取り組んだ。
- ・ DVのみならず、コロナ下において様々な困難を抱える女性を支援する「つながりサポート女性支援事業」を実施し、地域で活動するNPO等と連携しながら、生理用品の提供をきっかけとした相談支援に取り組んだ。

<施策13 女性に対する性暴力・性犯罪被害等の未然防止>

- ・ 中学生を対象にSNSを通じた性的被害の未然防止講座や、AV出演強要やJKビジネスによる性的被害の未然防止に向けた広報紙での周知、「JKビジネス被害防止啓発チラシ」による中高生の保護者等への呼びかけなどの啓発に取り組んだ。

【成果指標の達成状況】

DVや性暴力等の未然防止のための意識啓発や相談窓口の周知、被害者からの相談支援などに取り組んだが、精神的暴力（モラハラ）がDVであることの社会的認知が高まる中、女性相談所における令和4年度のDV相談件数は増加しており、「DV被害を受けたことがある」と回答した女性の割合が増加しているものとする。

【課題】

DV被害者が、早期に相談につながるよう、相談窓口の更なる周知やDVについての啓発に取り組むとともに、様々な困難を抱える女性が相談につながり適切な支援が受けられるよう、相談支援体制の強化が必要である。

施策の方向 7 性に対する理解促進と性差に応じた健康支援

【成果指標⑪】 L G B T の言葉の認知度

把握方法	基準値	実績値 (%)						目標値
	H 2 8	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4	評価	R 4
市政に関する世論調査	41.0(※)	64.5	50.4	52.9	66.5	68.2	A	50.0

※ L G B T の言葉の認知度について、基準値は「男女共同参画に関する市民意識調査」の数値。

【取組状況】

＜施策 14 性についての理解促進＞

- ・ 性と健康を守る適切な意思決定や行動選択ができるよう、全中学3年生を対象とした産婦人科医による「性教育サポート事業」に取り組んだ。
- ・ L G B T など多様な性に関する理解促進を図るため、市ホームページでの周知や人権週間におけるパネル展のほか、市民向け啓発講座を行った。また、小学生向け啓発リーフレットや中学生への啓発カードの配布に取り組んだほか、企業経営者等に対する啓発セミナーの開催やパンフレットの作成・配布に取り組んだ。
- ・ 新たに県が導入した「とちぎパートナーシップ宣誓制度」に基づき、本市行政サービスの提供を開始した。

＜施策 15 性差に応じた健康支援＞

女性の健康アップ講演会や啓発パネル展の実施、がん検診や妊産婦検診の実施、不妊に悩む方への支援、産後ケア事業などに取り組んだ。

【成果指標の達成状況】

多様な性に関する理解促進に向けた啓発の実施や社会的関心の高まりにより、市民の L G B T の言葉の認知度が高まっており、目標を上回っている。

【課題】

多様な性に関する社会的関心が高まる中、誰もが自分らしく生きられるよう、L G B T に関する知識の啓発等に取り組み、社会全体での更なる理解促進を図る必要がある。

また、性と健康を守る正しい知識や自己決定能力を高めることができるよう、性に関する学習機会を提供するとともに、女性が生涯を通じて健康を享受できるよう、妊娠・出産や更年期など、より幅広いライフステージに応じた健康支援の充実に取り組む必要がある。

基本目標Ⅲ 人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備

【今後の取組】

- ・ 「男女間のあらゆる暴力の根絶」については、DV被害者の潜在化を防ぎ、早期の相談につなげるため、リーフレットや広報紙、ホームページやSNSによる発信、「うつのみやDV根絶強化月間」による啓発など、さまざまな手法や機会を活用し、相談窓口の更なる周知を行う。
- ・ DVやデートDVの未然防止のためには、若年層からの意識啓発が重要であることから、引き続き、民間支援団体と連携し、「デートDV防止出前講座」などに取り組む。
- ・ DV被害を含め様々な困難を抱えた女性が適切な支援につながるよう、「宇都宮市つながりサポート女性支援事業」において、地域で活動するNPO等と連携した支援に取り組むとともに、個人や世帯が抱える複合化した問題に、多機関が協働して支援する本市「重層的支援体制整備事業」との連携を図り、相談体制の強化を図る。
- ・ 「性に対する理解促進」については、市民向け啓発講座やホームページ等による啓発に取り組むとともに、企業向けセミナーの実施やパンフレットの作成・配布により、LGBTQに関する正しい知識や職場における取組事例等を周知し、働く場である企業等における理解を一層促進する。
- ・ 「性差に応じた健康への理解促進」については、リプロダクティブ・ヘルス・ライツの視点を踏まえ、家庭でできる性教育講座等を開催するとともに、女性が生涯を通じて健康を享受できるよう、妊娠・出産に加え、更年期になど、より幅広いライフステージに応じたテーマによる健康講座や講演会を実施し、健康支援の充実に取り組む。

【令和4年度の全体評価】

- ・ 全11指標のうち評価が可能な8指標について、5指標が「A達成している」、2指標が「B概ね達成している」との結果となり、令和4年度における取組状況は概ね順調である。
- ・ 「社会活動に参加する割合」の指標については「C達成していない」との結果となったところであるが、コロナ下で社会活動自粛の影響とみられることから、今後の推移を注視するとともに、さまざまな地域社会活動への参加促進を図るためのシンポジウムや各種講座等の実施などに取り組んでいく。
- ・ 令和4年度の評価・課題については、「第5次宇都宮市男女共同参画行動計画」の策定において実施した「第4次計画」の評価・課題のまとめと同様の結果になった。

こうしたことから、今後は、固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組の強化、女性活躍や男性の家庭参画の促進など、「第5次宇都宮市男女共同参画行動計画」に基づき取組を着実に推進していく。

◆ 参考資料

○宇都宮市男女共同参画推進条例

平成15年6月27日

条例第29号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約をはじめとした国際的な取組と連動して進められ、男女共同参画社会基本法などの法律や制度が整備されてきた。

宇都宮市においては、国内外の動向を考慮しつつ、本市の実情に応じた男女共同参画に関する様々な施策を積極的に展開してきた。

しかしながら、社会的又は文化的に形成された性別によって役割分担を固定的にとらえる考え方が依然として存在し、多くの市民が社会における男女間の不平等を感じている状況があり、さらに、配偶者等への暴力的行為など解決しなければならない課題が未だに残されている。

このような状況の中、少子高齢社会の到来、国際化及び高度情報化の急速な進展等社会経済情勢の急激な変化に的確に対応し、誰もが生き生きと安心して暮らすことのできる豊かで活力に満ちた宇都宮市を築いていくためには、男女が、その違いを画一的に否定することなく、互いに人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現が緊要である。

ここに、宇都宮市は、男女共同参画社会の実現を21世紀における市政の重要課題と位置付け、次世代を担う子どもたちに夢と誇りをもって引き継げる都市を築くため、市民、事業者、市が相互に協力し、及び連携し、豊かで活力のある男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、その基本理念を定め、市民、事業者、市等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 男女が、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担を反映した慣行にとらわれることなく、社会のあらゆる分野における活動を自由に選択できるようにすること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、相互の協力及び社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立して行うことができるようにすること。
- (5) 男女が、互いの身体的特徴及び性について理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。
- (6) 男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意し、協調して行われること。

(市民の責務)

第4条 市民は、前条各号に規定する事項（以下「基本理念」という。）にのっとり、社会のあらゆる分野において、それぞれが相互に協力し、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するとともに、市がこの条例に基づき実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するとともに、市がこの条例に基づき実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を策定する責務を有する。

- 2 市は、前項の施策について、市民及び事業者と相互に協力し、及び連携し、一体となって実施する責務を有する。

(教育関係者の責務)

第7条 学校教育、社会教育その他の教育に携わる者（以下「教育関係者」という。）は、基本理念にのっとり、その教育を行う過程において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(行動計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、宇都宮市男女共同参画審議会（第23条第1項を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

（意識の啓発）

第9条 市は、男女共同参画の推進についての意識の啓発を図るため、家庭、職場、学校、地域等における広報活動の実施、学習の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成）

第10条 市は、男女共同参画の推進を率先して行う人材を育成するため、研修の実施、講座の開設その他の必要な措置を講ずるものとする。

（活動の支援）

第11条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）による男女共同参画の推進についての自主的な活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（体制の整備等）

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民、事業者又は民間団体による男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、拠点となる施設の整備に努めるものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、常に関係行政機関及び関係団体と緊密に連携し、及び協力するよう努めるものとする。

（施策に関する意見の申出への対応）

第13条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、意見の申出を受けたときは、適切に対応するよう努めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の申出への対応に当たり、審議会の意見を聴くものとする。

（積極的改善措置）

第14条 市は、市における政策の立案若しくは決定又は施策の実施に当たって、参画の機会に係る男女間の格差の改善を図る必要があると認めるときは、必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供する措置（以下「積極的改善措置」という。）を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市長その他の執行機関は、附属機関の委員等を任命し、又は委嘱するときは、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

- 第15条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。

(調査研究)

- 第16条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

第3章 各分野での取組等

(家庭での取組等)

- 第17条 家族を構成する者は、相互の理解の下に、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを円滑に行うことができるよう努めるものとする。
- 2 市は、前項に規定する家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを円滑に行うことができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(職場での取組等)

- 第18条 事業者は、事業活動において男女が対等に参画できる機会を確保するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、男女が、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。
- 3 市は、第1項の規定に基づき機会の確保が図られ、及び前項の規定に基づき職場環境の整備が促進されるよう、情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 市は、必要があると認めるときは、事業者に対して、男女共同参画の推進に関する広報及び男女共同参画の状況等の把握について協力を求めるものとする。

(教育分野での取組等)

- 第19条 教育関係者は、自ら男女共同参画の推進について研さんし、男女共同参画の推進に関する教育、学習その他の活動を通じて、その教育を受ける者の男女共同参画の推進についての関心及び理解が増進するよう努めるものとする。
- 2 市は、前項の男女共同参画の推進に関する教育、学習その他の活動の振興を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地域での取組等)

- 第20条 地域住民の組織である公共的団体の構成員は、自主的な啓発活動を通じて、男女共同参画の推進に努めるものとする。
- 2 市は、前項の構成員と連携を図りながら、同項の自主的な啓発活動の実施に協力するよう努めるものとする。

第4章 性別による権利侵害の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第21条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的な取扱いを行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。）を行ってはならない。

3 何人も、その配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に対し、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

(性別による権利侵害等に関する相談への対応)

第22条 市長は、前条各項の規定に違反する行為その他の男女共同参画の推進を阻害する行為について相談を受けたときは、関係機関等と連携して、適切に対応するよう努めるものとする。

第5章 宇都宮市男女共同参画審議会

第23条 市に、宇都宮市男女共同参画審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を所掌する。

（1） 行動計画の策定又は変更について、第8条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき意見を述べること。

（2） 意見の申出への対応について、第13条第2項の規定に基づき意見を述べること。

（3） 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進について必要な事項を調査審議すること。

3 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

4 審議会の委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

5 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第6章 委任

第24条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成15年7月1日から施行する。

○宇都宮市男女共同参画推進条例施行規則

平成15年6月27日

規則第47号

改正 平成24年3月第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市男女共同参画推進条例（平成15年条例第29号。以下「条例」という。）第24条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(申出者及び相談者)

第2条 条例第13条第1項の意見の申出（以下「申出」という。）及び条例第22条の相談を行うことができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

(申出及び対応の通知)

第3条 申出は、次に掲げる事項を記載した意見申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 申出を行うものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地）並びに電話番号
- (2) 申出の理由
- (3) 申出の概要
- (4) 他の機関への相談等の状況
- (5) 申出の年月日

2 市長は、申出への対応を決定したときは、その内容を申出対応通知書により当該申出を行ったものに通知するものとする。

(委員)

第4条 宇都宮市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(審議会の庶務)

第9条 審議会の庶務は、市民まちづくり部男女共同参画課において処理する。

(平24規則11・一部改正)

(審議会の運営)

第10条 前6条に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(様式)

第11条 この規則に規定する意見申出書等の様式は、別に定める。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日規則第11号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。